

地方独立行政法人岩手県工業技術センターの  
剰余金の翌事業年度への繰越しに係る知事の承認について

## 【要旨】

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）における平成 28 事業年度の剰余金の翌事業年度への繰越しを知事が承認しようとすることについて、評価委員会の意見を聴こうとするもの。

## 1 承認の考え方

## (1) 基本的な考え方

平成 28 事業年度における剰余金のうち、法人の経営努力により生じた金額について、翌事業年度以降、中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に充てるため、繰越しを承認しようとするもの。

## (2) 法人の経営努力の認定基準

ア 「平成28事業年度業務実績に関する評価報告書（案）」において、評価対象となる項目の 8 割以上が B 評価以上（「概ね計画どおり進んでいる」となっていること。

イ 人件費でないこと。

(3) 承認しようとする金額 43,691,725円

平成28事業年度における剰余金（48,030,634円）のうち、地方独立行政法人法（以下、「地独法」という。）第40条第3項の剰余金（43,691,725円）については、法人の経営努力により生じたものと認められることから、翌事業年度への繰越しを承認しようとするもの。（単位：円）

	第3期		第2期				
	H28		H27	H26	H25	H24	H23
地独法第40条第3項の剰余金	43,691,725		56,717,450	54,958,444	58,036,694	62,505,460	52,316,937
前期末残高	0	158,536,365	151,458,898	125,230,741	95,502,397	52,316,937	0
取崩額	0	32,129,965	49,639,983	28,730,287	28,308,350	19,320,000	0
期末残高	43,691,725	126,406,400	158,536,365	151,458,898	125,230,741	95,502,397	52,316,937

※ 平成27年度は第2期中期目標期間の最後の事業年度であり、地独法第40条第3項の剰余金（158,536,365円）は知事の承認を行った上で、第3期中期目標期間への繰越し手続きを行った。

なお、人件費の残額（4,338,909円）については、積立金として処理し、第3期中期目標期間終了時に県に納付させようとするもの。

	第3期	第2期
	H28	H23～H27
積立金	4,338,909円	
期間合計	4,338,909円	15,027,395円

※ 平成27年度は第2期中期目標期間の最後の事業年度であり、人件費の残額である積立金（15,027,395円）については、県に納付させる処理を行った。

#### (4) その他（補足）

毎事業年度損益の結果として利益が生じた場合、まずは、前事業年度から繰り越されている損失を補てんすることとされているが、繰越損失は存在しないことから、剰余金をもって繰越損失を埋める必要はないこと。

## 2 剰余金の使途

法人の第3期中期計画に基づき、目的積立金として造成し、企業支援の充実の強化、人材育成及び施設設備の改善に充当する。

### 【参考1】地方独立行政法人の経営努力認定について

総務省告示において、経営努力認定の具体的な考え方が次のとおり示されている。

- ① 運営交付金及び地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益については、経営努力により生じたものとする。
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、行うべき業務を効率的に行ったことによって費用が減少し、その結果、生じた利益は経営努力によるものとする。
- ③ その他地方独立行政法人において、経営努力によることを立証した場合は、経営努力により生じたものとする。

### 【参考2】地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおける経営努力認定の考え方

#### ・ 基本方針

法40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。

- ① 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
- ② 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

#### ・ 経営努力認定

前提は、業務実績評価の評定「1」（年度計画を順調に実施している）及び「2」（年度計画を概ね順調に実施している）の割合が概ね80%以上であること。

この前提に該当する場合は、剰余金の金額と発生要因の報告について、年度計画との対比により利益の発生要因を把握し、上記「参考1」に記載している経営努力認定の考え方に基づき経営努力認定の可否を判断する。

## 一地方独立行政法人法一

（利益及び損失の処理等）

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団

体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6～7 [略]